



心身障害者扶養共済制度の年金を受けている皆様へ

*独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

心身障害者扶養共済制度とは？

この制度は…

障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときなどに、障害のある方に終身一定の年金を支給するという任意加入の制度です。

年金額は…

1口加入の場合……月額2万円(年間24万円)
2口加入の場合……月額4万円(年間48万円)



各種お手続きは、
わすねが
お忘れなくお願ひします。

各種手続きや年金の管理が困難な場合は、「年金管理者」を指定し、手続き等をその方にご協力いただくこともできます。

「年金」を確実に受取るために、各種手続きは、必ず行ってください。

このようなときは、すみやかに てつづ おこな お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきようとどけ じゅうみんひょう うつ
毎年5月、現況届と住民票の写しを
ていしゅつ 提出してください。

必要書類

- 年金受給権者現況届書
- 住民票の写し(4月以降に発行されたもの)

ご注意

- ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、年金が差し止められます。

とどうふけん してい とし 都道府県・指定都市によって、手続きが異なる
ばあい 場合があります。

ていしゅつ
提出
あり

ねんきん
年金
ぞっこう
続行

ていしゅつ
提出
なし

ねんきん
年金
さしとめ
差止

つぎ がいとう き かん ねんきん
次に該当する期間の年金は
しほら お支払いしません。

- 年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- 日本国内に住所を有しないとき

ねんきん
年金
ていし
停止

心身障害者扶養共済制度にかかる年金を確実にお受取りください。

心身障害者扶養共済制度は、障害のある方を扶養されていた加入者の方がお亡くなりになった場合などに、障害のある方に終身の年金が支払われるという任意加入の制度です。

年金が支給されるようになってからも、年金を続けて受取るための手続き(現況届など)をとらないと、すみやかに年金をお支払いできない場合があります。

加入者の方がこの制度に加入していたご意思をお汲み取りいただき、手続きはお忘れのないようにお願ひいたします。

なお、年金の管理・手続きが困難になつた場合は「年金管理者」制度がありますので「手続き・相談の窓口」まで、ご相談ください。

このようなときは、すみやかに お手続きを行ってください

結婚などでお名前が
かわったとき

年金を受け取っている
金融機関を変更したい、
または変更したとき

住所がかわったとき

口座を変更したい、
または変更したとき

年金管理者を指定したい、
または変更したいとき

その他(年金受給者が
亡くなったときなど)

* 都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合がありますので、詳細は都道府県・指定都市にご相談・ご確認ください。